

宮古島市地域防災計画（修正素案）に対するパブリックコメントの募集結果について

宮古島市 総務部 防災危機管理課

下記のとおり、「宮古島市地域防災計画（修正素案）」に対する意見募集を行ったところ、以下のとおり、ご意見が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

今般、寄せられたご意見及び当該ご意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表致します。

- 1 募集期間：令和元年11月25日（月）～令和元年12月9日（月）
- 2 実施方法：掲載及び閲覧（宮古島市ホームページ、平良庁舎（3階）、各支所（城辺、上野、下地、伊良部）
- 3 提出された意見数：1名（電子メールによる提出1名）
- 4 寄せられたご意見に対する考え方は、以下のとおりです。

該当ページ	節	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
84 ページ	12 節	第2部 災害予防計画 第2章 災害予防計画（風水害編） 1 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策 (1) 県は、火薬類製造所、貯蓄所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう、当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。 (2) 県は、火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。	火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策については、県で指導・立入検査を実施しているが、自衛隊法第106条により自衛隊は適用対象外となっています。 また、宮古島市に指導権限はありません。 「自衛隊施設が対象外」との明記については、現段階の沖縄県地域防災計画に明記がされていない為、県計画との整合性の観点から、今後は県関係部署、各関係機関

84 ページ	12 節	<p>上記の火薬類貯蔵所の保安対策について、県および市の指導に自衛隊施設は含まれるのでしょうか。</p> <p>その場合、防衛省は火薬類取締役法にかかる保安種別および最大貯蔵火薬量を明らかにしますが、県にてどのように法令の規定する基準に適合するよう保安体制を維持させるのか。</p> <p>この箇所について、自衛隊施設が対象外とされるのであれば、その旨、明記するよう要望致します。</p>	と調整を図り、対処したいと思います。
--------	------	--	--------------------

令和元年12月18日